第三十六条の三十九　法第三十四条の十八第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃止又は休止しようとする年月日

二　廃止又は休止の理由

三　現に便宜を受けている児童に対する措置

四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十七条第一項第三号中「方法」の下に「（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）」を加える。

第三十七条の次に次の四条を加える。

第三十七条の二　法第三十五条第五項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事が法第四十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該保育所の設置者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第三十五条第五項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第三十七条の三　法第三十五条第五項第四号トの規定による通知をするときは、法第四十六条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十七条の四　法第三十五条第七項の規定による協議は、第三十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村長に提出してするものとする。

第三十七条の五　法第三十五条第八項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認める場合とする。

第三十八条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改める。

第四十条から第四十二条までを削り、第三十九条の二を第四十二条とし、第三章中第三十九条の次に次の二条を加える。

第四十条　法第五十六条の四の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　市町村整備計画（法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画をいう。以下この条において同じ。）の名称

二　市町村整備計画の区域

三　市町村整備計画に基づく事業に要する費用の額

四　市町村整備計画交付金（法第五十六条の四の三第二項の交付金をいう。次号及び次条において同じ。）の額の算定のために必要な事項として厚生労働大臣が定めるもの

五　その他市町村整備計画交付金の交付に関し厚生労働大臣が必要と認める事項

第四十一条　市町村整備計画交付金は、別に厚生労働大臣が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

第四十九条の二第一号イ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主からの委託」を「事業主から委託」に改め、「受けて当該」の下に「事業主が雇用する」を加え、同号ロ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主団体からの委託を受けて当該」を「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する」に改め、同号ハ中「地方公務員等共済組合法に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める」を「第一条の三十二の二第一項に規定する」に、「がその」を「（以下ハにおいて「組合等」という。）が当該組合等の」に改め、「構成員の」の下に「監護する」を加え、「当該組合等からの委託を受けて当該」を「組合等から委託を受けて組合等の」に改め、同号ニ中「顧客の」の下に「監護する」を加え、同号ヘ中「保育所以外の」を削り、同号に次のように加える。

ト　病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

第四十九条の二第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「学校教育法に規定する」を削り、同号を同条第三号とする。

第五十条の二の表第七条の二十の項中「および」を「及び」に改め、同表第三十六条の三十一第二項第三十六条の三十三第二項第三十六条の四十の項中「第三十六条の三十三第二項」を「第三十六条の三十三第二項第三十六条の三十八第二項」に改める。

第五十条の三の表第十条第一項第十一条第十五条第十六条第三十六条の三十一第二項の項中「第三十六条の三十一第二項」を「第三十六条の三十三第二項」に改める。

第五十五条中「第三十九条の二第一項第一号及び第四十条第二号」を「第六条の二第一項第一号及び第六条の九第二号」に、「中等学校令」を「旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）」に改める。

第五十七条を第五十九条とし、第五十六条を第五十八条とし、第五十五条の次に次の二条を加える。

第五十六条　法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるよう努めること。

二　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

三　前号に規定する職員のうち一人以上は、豊富な経験を有する保育士であること。

四　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

五　食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるよう努めること。